

平成20年1月10日
農 林 水 産 省

国際獣疫事務局（OIE）によるBSEステータス評価案
及び我が国のコメントについて

1. OIE（国際獣疫事務局）は、2007年から現行のOIEコードに基づくBSEステータス評価を実施しており、19年5月の総会では、米、加他11カ国のステータスが採択された。
2. 19年11月30日に、OIE科学委員会から新たに27カ国を対象としたBSEステータス評価案が提示された（仮訳を19年12月14日公表）。
 - ・「無視できるリスク」
フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン（4カ国）
 - ・「管理されたリスク」
オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、英国（23カ国）
3. 19年12月26日、プリオンに関する専門家の意見を聞き、厚生労働省と協議した上で、評価案に対する我が国のコメントをOIEに提出した。
4. 20年1月10日、食品安全委員会に対して、OIE科学委員会の評価案及びOIEに提出した我が国のコメントを報告した。

【コメントのポイント】

- ・ 科学委員会が、各国のBSEステータス評価に当たってのOIEコードの適用の考え方について、前回に比較して多くの点を明らかにしたことを評価。
- ・ 加盟国がBSEステータス評価案の客観的な判断をすることができるように、飼料規制やサーベイランスに関する基準を満たすとした根拠やデータを報告書に提示するよう更なる改善を要請。
- ・ 前回（19年2月）の評価の際、科学委員会から「飼料規制の状況やサーベイランスの実施状況に関するデータ」の提供を求められている国（米、加）について、その後のOIEに対する報告状況等について情報提供を要請。

5. 本評価案は本年5月のOIE総会を経て最終的に決定。